

平成 30 年度

わかとり国体開催記念スポーツ振興基金事業
(競技力向上事業)

補助金交付の手引き

公益財団法人 鳥取県体育協会

【 目 次 】

1	わかとり国体開催記念スポーツ振興基金事業（競技力向上事業） 補助金交付要綱	1～2
2	わかとり国体開催記念スポーツ振興基金事業（競技力向上事業）補助金交付要領	
	(1) オリンピック等出場選手激励事業（体育協会実施事業）···—	
	(2) 情報収集活動事業 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 3	
	(3) 強化用消耗品・備品等整備事業 ······ ······ ······ ······ ······ 4	
	(4) 国民体育大会入賞奨励金支給事業（体育協会実施事業）···—	
	(5) 強化推進費（体育協会実施事業）··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···—	
3	わかとり国体開催記念スポーツ振興事業補助金基準額 ······ ······ 5	
4	わかとり国体開催記念スポーツ振興事業補助金交付関係書類	

わかとり国体開催記念スポーツ振興基金事業（競技力向上事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この交付要綱は、公益財団法人鳥取県体育協会（以下「協会」という。）が、協会加盟団体等（以下「団体」という。）に、わかとり国体開催記念スポーツ振興基金事業（競技力向上事業）補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第2条 協会会長（以下「会長」という。）は、団体が行う別に定める事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、交付の対象として会長が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（交付申請手続）

第3条 団体の長は、補助金を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第4条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、交付決定通知書を団体の長に送付するものとする。

（交付の請求）

第5条 団体の長は、補助金の交付の請求をしようとするときは、請求書（様式第5号）に交付決定通知書の写しを添えて会長に提出するものとする。

（計画変更の承認）

第6条 団体の長は、補助事業に変更が生じた場合は変更承認申請書（様式第6号）に変更の内容を記載した書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。

（交付の条件）

第7条 会長は、補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付すことができる。

（事業実施期間）

第8条 補助事業は、毎年度当該年度末までに完了しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 会長は、補助目的を達成するために必要があると認めるときは、団体の長から報告を求め、又はその指名した職員に当該補助事業等に係る証拠書類等を検査させることができる。

(実績報告)

第10条 団体の長は、当該事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業の成果を記載した実績報告書（様式第7号関係）を会長に提出しなければならない。

(交付額の確定及び通知)

第11条 1 会長は、実績報告書を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条項に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、団体の長に通知するものとする。
2 団体の長は、補助金の額が確定したとき、すでにその額を越える補助金が交付されている場合は、その超える額の補助金を速やかに返還しなければならない。

(帳簿の備付)

第12条 団体の長は、当該事業にかかる収支を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整理し、事業完了の翌年から起算して5カ年間保管しなければならない。

わかとり国体開催記念スポーツ振興基金事業補助金（競技力向上事業）交付要領
(抜 粋)

(2) 情報収集活動事業

- 1 目的 全国の競技力等を調査・分析することにより本県競技力のレベルを把握し、競技力向上に役立てるとともに、国体における戦術・戦法の参考とする。また、県外の優秀選手を県下高等学校・企業等に勧誘することで、本県の競技力向上を促すほか、国体での活躍を期待する。
- 2 内容 ①国体で入賞が期待される競技の指導者や強化コーチ等を各ブロック大会や各種大会へ派遣し、全国の競技力の調査・分析を行うための経費の一部を補助する。
②国体での入賞が期待できる県外選手を県下高等学校・企業等に勧誘するための活動経費を一部補助する。
- 3 対象 原則として、競技団体の強化部長及び強化コーチ。
- 4 対象経費 (1) 事業実施にあたっては、予算の範囲内で補助する。
(2) 補助対象経費については、原則として本事業に係る旅費（交通費・宿泊費）の1／2を補助し、当該年度一競技団体 100,000 円を上限とする。
- 5 実施計画 (1) 団体の長は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2－1号）と収支予算書（様式第4号）、選手プロフィール※1（様式第3号）を添えて提出する。
※1 ②に該当する事業の場合
(2) 概算払いをするときは、補助金交付決定通知書の写しに請求書（様式第5号）を添えて提出する。
- 6 実績報告 (1) 団体の長は、事業終了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第7号関係）に事業報告書（様式第2－1号）と収支決算書（様式第4号）及びその他に定める証拠書類の写しを添えて提出する。
(2) ②に該当する事業の場合、勧誘した選手の結果が分かり次第、ただちに報告する。
- 7 その他 団体の長は、関係経費の支出に関わる証拠書類（領収書等）を整理し、事業完了の翌年度から起算して5ヵ年保管しておくこと。

(3) 強化用消耗品・備品等整備事業

- 1 目的 選手強化及び競技に必要な消耗品・備品の購入経費を補助し、競技力の総合的なレベルアップを図る。
- 2 内容 県の競技力向上対策費で措置されていない消耗品・備品の内、特段の事情・必要性・緊急性を考慮し購入経費を補助する。
- 3 対象経費
 - (1) 事業実施にあたっては、予算の範囲内で補助する。
 - (2) 消耗度の高い備品については、単価 100,000 円未満の物を対象とする。
 - (3) 事業の実施にあたっては、当該年度一競技団体 200,000 円を上限とする。
 - (4) 個人に貸与される消耗品については 1／2 の補助とする。
- 4 実施計画
 - (1) 団体の長は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に事業計画書（2－2 号）と収支予算書（様式第 4 号）、見積書、カタログのコピーを添えて提出する。
 - (2) 概算払いをするときは、補助金交付決定通知書の写しに請求書（様式第 5 号）を添えて提出する。
- 5 実績報告 団体の長は、事業終了後 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第 7 号関係）に事業報告書（様式第 2－2 号）と収支決算書（様式第 4 号）及びその他に定める証拠書類の写しを添えて提出する。
- 6 その他
 - (1) 団体の長は、関係経費の支出に関わる証拠書類（納入業者の領収書等）を整理し、事業完了の翌年度から起算して 5 カ年保管しておくこと。また、1 件当たりの納入予定額が 200,000 円以上の場合は 2 社、200,000 円未満の場合は 1 社の見積書を添付すること。
 - (2) 取得した消耗品・備品は、補助目的に従って競技団体が適正に管理すること。

わかとり国体開催記念スポーツ振興基金事業費補助基準額

項目	内 容
交通費	<ul style="list-style-type: none">・県の競技力向上対策事業費に準ずる。
宿泊費	<ul style="list-style-type: none">・県の競技力向上対策事業費に準ずる。 <p>※県外宿泊上限（1泊2食） 9,800円 ※県内宿泊上限（1泊2食） 8,200円 ※昼食代 862円</p>
諸謝金	<ul style="list-style-type: none">・審判謝金は、1人1日2,000円を上限とする。
需用費	<ul style="list-style-type: none">・消耗品費：単価50,000円未満の物とする。
備品購入費	<ul style="list-style-type: none">・強化練習で使用する備品購入経費を対象とする。・消耗度の高い備品については単価100,000円未満の物とする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・予算額は、中央競技団体及び貴団体の一般財源を自己財源として計上すること。・報告時、支出の分かる証拠書類（領収書、レシート等）を必ず添付すること。